

令和 8 年度

業務番号 金総支第 5 号

金木公民館代替施設建設敷地測量業務

特 記 仕 様 書

青森県五所川原市金木町芦野 地内

五 所 川 原 市

第 1 条 共通仕様書等の適用

本業務の施行にあたっては、青森県県土整備部制定「測量作業共通仕様書」、「地質・土質調査共通仕様書」、「共通仕様書[設計業務等編]」によるほか、特記仕様書に基づき実施しなければならない。

共通仕様書と特記仕様書が一致しない条項は、特記仕様書が優先する。

第 2 条 委託業務日数又は履行期限

1. 業務日数 日
2. 履行期限 令和8年11月30日

第 3 条 打ち合わせ等

設計業務着手時、設計業務の主要な区切り及び設計業務完了時において行う打ち合わせは、3回とする。

なお、着手時及び完了時の打ち合わせには、管理技術者が立ち会うものとする。

第 4 条 業務計画

本業務における業務計画書は、当初打ち合わせ後速やかに提出するものとする。

第 5 条 資料の貸与

貸与する図書及びその他の関係書類は、下記のとおりとする。

なし

第 6 条 履行報告

受注者は、契約書第15条の規定に基づき、履行状況を別に定める様式に基づき作成し、調査職員に提出するものとする。

第 7 条 「参考資料」

特記仕様書の外に提示する「参考資料」は、指名参加業者の迅速な見積に対しての一資料であり、委託契約上は拘束力を生じさせるものではないことに留意して下さい。

第 2 章 業 務 内 容

第 1 条 作業条件

作業条件は、下記のとおりとする。

工 種	作 業 条 件
基準点測量（3 級基準点）	N = 2
用地測量	A = 0.12ha
打合せ協議	N = 1 業務

第 2 条 提出書類

共通仕様書に定める提出書類のほか、別表に定めるとおりとする。

第 3 条 その他

1. 色彩等の検討については、青森県景観条例に基づき、「青森県公共事業景観形成基準」及び「青森県景観色彩ガイドプラン」を遵守しなければならない。
2. 防犯に配慮した検討については、「防犯に配慮した設計ガイドライン」を遵守しなければならない。
3. 「青森県リサイクル製品の認定及び使用の推進に関する条例」（青森県リサイクル製品認定制度）第9条第1項の規定により制定された、「青森県認定リサイクル製品優先使用指針」を遵守しなければならない。
4. 受注者は、受注者及び下請け等に対して暴力団等による不当介入があった場合は、発注者及び警察へ報告・通報しなければならない。また、警察の捜査上必要な協力を行うものとする。
5. 本業務は受発注者協力のもと、建設業の働き方改革推進のため、ウィークリースタンス等の推進を図ることとし、下記の事項について業務着手前に受発注者間で共有し、業務を進めていくこととする。
 - ① 打ち合わせ時間の配慮
打ち合わせは、勤務時間内におこなう。
 - ② 資料作成依頼の配慮
資料作成依頼は、休日等に資料を作成しなければならない状況が発生しないよう十分に配慮する。
 - ③ ワンデーレスポンスの再徹底
問い合わせに対して、ワンデーレスポンスを徹底する。

第 3 章 成 果 品

第 1 条 成果品の提出

成果品は共通仕様書で定める他、次のものを提出すること。

1. 報告書

- | | |
|-------------------------|-----|
| (1) 電子媒体 (CD-ROM) | 1 部 |
| (2) 紙媒体 (簡易なファイルにとじたもの) | 1 部 |

2. その他調査職員が指示した資料	1 式
-------------------	-----

設計業務等に関する提出書類一覧表

(1) 契約書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 工 程 表	契 約 後 1 4 日 以 内	1	3 条
調査職員	管 理 技 術 者 通 知 書	契 約 後 遅 滞 な く	1	10 条
調査職員	業 務 履 行 報 告 書	毎 月 1 回、調 査 委 員 の 指 定 日	1	15 条
調査職員	完 成 届	業 務 を 完 了 し た と き	1	32 条
調査職員	業 務 成 果 引 渡 書	引 渡 の と き	1	32 条
調査職員	請 求 書	引 渡 の と き	1	33 条

(2) 契約書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条 項
調査職員	照 査 技 術 者 通 知 書	設 計 図 書 で 定 め ら れ て い る 場 合、 契 約 後 遅 滞 な く	1	11 条
調査職員	管 理 (照 査) 技 術 者 変 更 通 知 書	変 更 の 都 度	1	10 条・11 条
調査職員	貸 与 品 借 用 書	貸 与 時	1	16 条
調査職員	貸 与 品 返 還 書	返 還 時	1	16 条
調査職員	履 行 期 間 の 変 更 請 求	変 更 を 必 要 と す る と き	1	23 条
調査職員	部 分 使 用 同 意 書	発 注 者 が 部 分 使 用 を 請 求 し た と き	1	34 条
調査職員	指 定 部 分 に 係 る (又 は、 引 渡 部 分 に 係 る) 業 務 完 了 報 告 書	設 計 図 書 に 定 め ら れ た 期 日	1	38 条

(3) 仕様書に基づいて必ず提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条 項
調査職員	業 務 計 画 書	契 約 後 1 4 日 以 内	1	13 条
調査職員	業 務 打 合 簿	そ の 都 度	1	(契) 2 条 (仕) 12 条 他

(4) 仕様書に基づいて必要に応じて提出する書類

提出先	名称	提出期日	部数	条 項
調査職員	担 当 技 術 者 届	担 当 技 術 者 を 定 め た 場 合	1	10 条
調査職員	担 当 術 者 変 更 届	そ の 都 度	1	10 条
調査職員	照 査 報 告 書	業 務 完 了 後	1	
調査職員	身 分 証 明 書 交 付 願	必 要 な 時	1	17 条
調査職員	事 故 報 告 書	事 故 が 発 生 し た と き	1	33 条
調査職員	新 技 術 活 用 計 画	NETIS 登 録 技 術 の 活 用 を 希 望 す る と き	1	40 条
調査職員	活 用 効 果 調 査 票	業 務 完 了 後	1	40 条
調査職員	生 産 性 向 上 提 案 書	後 段 階 の 設 計 に お い て 一 層 の 生 産 性 向 上 の 検 討 の 余 地 が 残 さ れ て い る 場 合	1	